

参議院選挙の結果、与党と改憲派議員で3分の2以上の議席を占めることとなりました。これによって国会において、数の上では憲法改正の発議ができる要件が確保されたこととなります。現行憲法の制定以来初めてのことであり、きわめて重大な時代になったと言えます。

「私の任期中に憲法改正を」と就任以来唱えてきた安倍首相は、結局選挙中は一言も触れず争点をごまかしてきました。昨年与党推薦の学者からも憲法違反だと批判が相次いだ安全保障関連法を強引に成立させました。少なくとも憲法理念を軽視し立憲主義の原則を無視し続ける「安倍政権下での改憲」は認められないとの立場で、社民党は野党協力を進め改憲を許さないたたかいを強めていきます。

憲法審査会での議論について又市征治幹事長は、「憲法調査会が2000年に設置されて以来、国民生活にとって憲法が支障になっているとの声、つまり国民の側から改憲を求める議論は起こっておらず、むしろ憲法がうたう国民の諸権

利が十分に保障されているかどうか問われるべきだ」として、「憲法理念の実現を図るため政治家は努力すべき」と指摘しています。

憲法に規定がないから、大規模災害に対応できない、環境が守られない、教育権が守られないなど、とんでもない議論が横行しています。国民の理解を得られやすいテーマから改正議論がもくろまれています。「まず改憲ありき」の姿勢で「お試し改憲」は許してはいけません。社民党は憲法改悪に反対です。

### 憲法の破壊は平和の破壊

憲法が掲げる国民主権、基本的人権の尊重、平和主義の3大原則は国民から強く支持され、我が国が平和国家としてあゆんできた担保になった。

憲法制定過程を冷静かつ緻密に検証すれば、「押しつけ憲法」論は、改憲の理由や根拠にはなり得ない。

憲法を順守する義務は、政府権力の側にある。これが近代憲法の立憲主義の理念だ。改憲という名の憲法破壊は、平和の破壊だ。

憲法70年の歴史で、憲法と沖縄の関係を忘れてはいけない。沖縄は復帰前も復帰後も憲法番外地にある。憲法を求める沖縄を捨てる日本にならないことを切に願っている。



↑ 照屋寛徳衆議院議員の憲法審査会での発言(要旨。11月17日)

社会新報(週刊)：購読料700円/月  
月刊社会民主：購読料630円/月

お申し込みは近くの党事務所または自治体議員、社民党全国連合まで

# 社民党

憲法改悪反対！  
暴走政治ストップ！  
憲法理念の実現をめざします

